

〔組織の概要〕(企業用)

会 社 名	有限会社人間科学研究所		
所在地	〒733-0004 広島市西区打越町 11-8-207 TEL: 082-237-1163 FAX: 082-237-8863 E-mail: shiga@wakuwaku.ne.jp		
ホームページ			
創業年月	1994年11月	設立年月	1994年11月
代表者	志賀 誠治	担当者	志賀 誠治
資本金	300万円	従業員数	4名
沿 革	● 1994年11月1日設立		
事業概要	環境及び健康に関する研修会・ワークショップの開催業務 環境及び健康に関する調査・コンサルテーション業務 環境学習、健康学習関連教材の製作及び販売業務 情報処理・提供サービス業務		
環境に関する活動実績	・広島ホームテレビ地球派宣言プロジェクトコーディネート/プロジェクトの一環として自然学校「地球派塾」の企画・立案・運営(1994年1998年) ・広島県環境保全アドバイザー養成講座(1995年 1998年) ・中四国環境教育ネットワーク事務局運営(1997年 2001年) ・環境庁総合環境学習ゾーンモデル事業瀬戸内ゾーン計画書作成(1998年) ・環境省/文部科学省子どもパークレンジャー山陽四国地区事業運営(1999年) ・広島県環境学習ハンドブック作成検討委員(1999年) ・文部省野外教育企画担当者セミナー講師(1999年) ・山口県きらら博覧会エコパーク企画委員(1999年) ・文部省委嘱事業蒲刈町子ども長期自然体験村検討委員(1999年) ・山口県きらら博覧会「いきいきエコパーク」企画・運営(2000年) ・山口県子ども環境学習プログラム検討委員(2000年) ・山口県環境パッチェラー養成講座「自然ふれあいコース」「環境教育・学習コース」運営(2000年 2001年) ・文部科学省委嘱事業子ども長期自然体験村ひろしま企画・運営(2000年) ・広島市子どもの体験活動企画室運営(2001年)		
売上高 (13年度)	5,300万円		

団体・企業名	有限会社人間科学研究所	担当者名 志賀 誠治
--------	-------------	------------

〔政策提言の内容〕

* 政策分野・手段の番号は参考資料をもとにお書きください。

政策のテーマ	雇用促進のための官業の NPO への民営化・運用の制度制定		
政策の分野	番号		環境パートナーシップ
政策の手段	番号		制度整備
政策の目的			
NPO は社会に対して公益・公共サービスを提供しているが、同様なサービスを提供している行政機関の住民サービスや公営施設管理運営などの公益法人を含む官業サービスは、NPO がそれらを担当した場合に比べ極めて非効率・高価格と思われる。そのため、公益法人を含む官業サービスを可能な限り NPO に委託・請負などで民営化して雇用を促進することを提言する。			
提言を行うこととなった背景および現状の問題点			
当社は、行政機関及び NPO とともに環境教育や野外活動施設のプログラム策定・研修などを行っているが、同じ内容であれば NPO の仕事は官業と比べてはるかに少ない予算で実施できる現場を頻繁に見てきた。例えば、官業の野外活動施設の管理運営では、転勤でまったく異なる業務に腰掛的に数年間勤務する公務員と比べ、同じ予算で 2 倍の NPO 人を雇用できる上に利用者の立場に立った機動的・きめの細かい、かつ親切的な管理運営ができる。さらに、熱意ある NPO 人が担当すれば有能な専門家に育つことも可能である。他方、NPO 側も現実・現状ばかりに目を奪われ、行政サービスが税金で賄われているが故に公平・中立・規律をもって実施されなければならないことを十分に理解していない側面も見られる。そのため、両者の立場・特徴・利点等を尊重しつつ相互に補完した協働の仕組み、ルール等を早急に定め、税金の効率的執行と NPO を育成して雇用を促進することが今後の日本の社会経済にとって最も重要な課題となっている。			

政策の概要
下記のような仕組みを機能させるため、条例等で法的枠組みを定める。 - 行政機関から独立した「行政サービスの民営化促進・運営適正化委員会（仮称。以下「委員会」という）」を設置する。 「委員会」は議会議員、地域代表、NPO、企業代表、有識者等で構成する。 「委員会」は次の業務を行う。 - 行政サービスのうち、NPO・企業が実施した方が効率的と考えられる行政サービスの洗い出しを行う。 - 上記（１）のサービスのうち、NPO が実施した方が適当な行政サービスを確定する。 - 上記（２）の行政サービスのうち、 行政機関から NPO に委託・請負等するのが適当な行政サービス 行政機関より NPO が実施した方がより適当・効率的な公益サービス に分類する。 - 上記（３）・ について NPO に委託・請負等をした場合の協働の仕組み・ルール等を定める。 - 上記（３）・ について実施 NPO への支援策（市民、企業の役割りを含む）を定める。 - 上記（３）のサービスを提供する NPO の活動にボランティアとして参加する市民への参加促進策を定める。 - 上記３・（２）のサービスを提供する NPO と市民、行政機関、企業等とが連絡調整及び意思決定する場として協議会を設置する。 - 上記３．の「委員会」の決定に従って、行政機関は市民に対して十分な情報を提供して上記の仕組みへの市民の参加と理解を求める。 - 上記３．の「委員会」の決定に従って、行政機関は必要な予算及び NPO 支援策を議会に求め、実施する。 - 上記の仕組みの実施に当たって問題が生じた場合には、その解決策について上記４．の協議会が検討して決定するが、ここにおいて解決しない場合には「委員会」が検討して市民、NPO、行政機関、企業に提示する。 - 上記の仕組みはモニタリングするとともに、定期的な見直しを行う。
政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートをつけてください）
本政策の実施に当たっては、議会、行政機関、NPO、市民、企業が有識者等の意見を聞きながら慎重かつ十分な時間をかけて合意に至るまでのプロセスと手順・手続きを踏むことが絶対の条件である。
政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）
市民、NPO、行政機関、企業などすべての主体
政策の実施により期待される効果
税金の効率的執行と民主的な市民社会の創造
パンフレット等添付資料名